

## 小竹町章取扱規程

### (目的)

第1条 この告示は、小竹町章（昭和13年1月1日制定。以下「町章」という。）を町民及び団体（以下「町民等」という。）が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (取扱原則)

第2条 町章は、町を表象するものであり、その取扱いにあたっては、その意義を失ってはならず、適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

### (使用条件)

第3条 町章は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合に使用することができる。

- (1) 町を表象する必要があるとき。
- (2) 品位を損なわないものであるとき。
- (3) 営利のために使用しないとき。
- (4) 公序良俗に反しないとき。
- (5) 政治活動、宗教活動及び法令に抵触する活動に関係していないと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の関与が認められないとき、及びそのおそれがないとき。
- (7) 町の事業と混同されるおそれがないとき。
- (8) 町民等を表象する標示であると誤解されるおそれがないとき。

### (使用の申請)

第4条 町章の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は小竹町章使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (使用承認)

第5条 町長は、前条の申請を承認したときは小竹町章使用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは小竹町章使用不承認通知書（様式第3号）により、申請書に通知するものとする。

### (使用承認の取消)

第6条 町長は、前条の規定により町章の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号にいずれかに該当することを知ったときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認に際し付した条件に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合には、小竹町章使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、町はその補償の責を負わない。

（使用結果の報告）

第7条 使用者は、町長が使用結果報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（庶務）

第8条 町章の使用及び取扱いに関する庶務は、総務課庶務係において処理する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 小竹町長

住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
代表者名 \_\_\_\_\_

小竹町章使用承認申請書

小竹町章の使用承認を受けたいので、小竹町章取扱規程第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

|      |   |
|------|---|
| 使用目的 |   |
| 使用方法 |   |
| 使用期間 | ～ |
| 担当者  |   |
| 添付書類 |   |
| 備考   |   |

※見本等の資料を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

小竹町長 印

小竹町章使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました小竹町章の使用を承認しましたので、小竹町章取扱規程第5条の規定により通知します。なお、詳細については下記のとおりです。

記

|       |   |
|-------|---|
| 使用目的  |   |
| 使用方法  |   |
| 使用期間  | ～   |
| 承認の条件 | (1)小竹町章取扱規程を遵守すること。<br>(2)申請の範囲内で使用すること。<br>(3)その他<br>( ) |

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

小竹町長 印

小竹町章使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました小竹町章の使用を下記理由により不承認としましたので、小竹町章取扱規程第5条の規定により通知します。

記

|       |  |
|-------|--|
| 不承認理由 |  |
| 備考    |  |

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小竹町長 印

小竹町章使用承認取消通知書

年 月 日付 号にて承認しました小竹町章の使用を下記理由により取り消しますので、小竹町章取扱規程第6条第2項の規定により通知します。

記

|      |  |
|------|--|
| 取消理由 |  |
| 備考   |  |